

肥料価格高騰対策事業に係る 取組実施者（JAや肥料販売店）の皆様へ

令和4年度肥料価格高騰対策のご案内

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

内 容	化学肥料の低減に向けて取り組む、農業生産者の皆様の肥料費を支援します。		
申 請 対象者	農産物を生産し、販売している 5戸以上 の農業者グループ ※取組実施者（各JAや肥料販売店など）で、まとめて申請していただきます。		
補助 対象	化学肥料低減の取り組みを2つ以上行った上で、前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付 します。 補助率の算定式については、農林水産省のHPをご覧ください。 （消費税分については確認中）		
提出 書類	申 請	提出期限は 裏面参照	①承認申請書 （様式第1号・様式第1号別添） ②参加農業者名簿 （様式第1-2号） ③化学肥料低減計画書 （様式第1-3号） ④支援金の算出根拠となる書類 （肥料購入に係る注文書（注文時期を確認）、請求書または領収書等（支払い義務を確認）【※購入日、肥料名、金額、購入数等が分かるものに限る】、他の補助金を受け取っている場合はそれに関する書類） ⑤支援金算出ツール ⑥振込口座情報 （様式第3号）、通帳の写し
	実績報告	令和5年 3月末迄	①取組実績報告書 （様式第4号、様式第1号別添） ②参加農業者名簿 （様式第1-2号） ③化学肥料低減計画書のうち変更があったもの（様式第1-3号）
	中間報告	令和5年 12月末迄	①取組中間報告書 （様式第6号） ②化学肥料低減中間報告書 （様式第6-2号） ③取組を実施したことが確認できる書類 （土壌診断の診断結果、作業時の写真等）
	実施状況 報告	令和6年 7月末迄	①取組実施状況報告書 （様式第5号・別添） ②参加農業者名簿 （様式第5-2号） ③化学肥料低減実施報告書 （様式第5-3号） ④取組を実施したことが確認できる書類 （土壌診断の診断結果、作業時の写真等）

対象期間 と 申込期限	本年秋肥	令和4年6月～令和4年10月に注文分 秋肥受付最終メ：令和5年1月15日必着 (但し、年内支払いを希望される場合は、 令和4年10月20日必着でご提出下さい)
	本年春肥	令和4年11月～令和5年2月に注文分 春肥受付最終メ：令和5年2月20日必着 ※令和5年3月～5月の注文・購入分の扱いについては、 国が対応を検討中。
提出先	〒190-0023 立川市柴崎町3-5-25 JA東京第一ビル4階 東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 E-mail cu_nousin@tokyo-ja.or.jp ※ 封筒に赤字で「 肥料価格高騰対策申請書在中 」と記載	
提出方法	申請書類①～⑤は紙（片面印刷）でご提出ください （②⑤はエクセルファイルでも提出ください）	
問合せ先	①JAグループの場合 〒190-0023 立川市柴崎町3-5-25 JA東京第一ビル4階 東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 TEL 042-528-1371 ②その他肥料販売店等の場合 〒190-0022 立川市錦町三丁目12番11号 農業振興事務所振興課 振興課 農業環境担当 TEL 042-548-5052	
留意事項		
<p>①証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して、5年間保管してください。今後、現地確認に伺う場合があります。</p> <p>②化学肥料低減計画は2か年の取り組みです。取り組み実績状況報告にもご協力をお願いします。</p> <p>③取組実施者から参加農業者への支援金の振込手数料は補助対象外です。手数料の取扱いについて、あらかじめ参加農業者と調整してください。</p> <p>④消費税の取扱い等、確認中です。提出書類が増える等、内容が変更する可能性がありますので、ご了承ください。</p> <p>⑤万が一、提出書類の内容に誤りがあった場合は、返金いただくことがあります。</p>		